

大田市処務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第23号

大田市処務規程の一部を改正する規則

大田市処務規程（平成17年大田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第60条第1号中「管財課長」を「総務課長」に改める。

第61条第1項中「管財課長、」を「総務課長、」に、「管財課長等」を「総務課長等」に改め、同条第2項中「管財課長等」を「総務課長等」に改める。

第66条中「管財課長等」を「総務課長等」に改める。

別表第1 総務部の部管財課の項及び健康福祉部の部新型コロナウイルスワクチン接種対策室の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。